

・第3編

震災対策編

◆第1章 災害予防計画

〈震災対策編の使用方法〉

風水害は、集中豪雨や台風の襲来等が要因となって、洪水・地すべり・土石流・崖崩れ等の災害が発生するが、震災は突発的な地盤の振動によって、風水害と同様の様々な災害が発生する。したがって、要因は異なっても、災害対策面から見る災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興のそれぞれの段階で取り組むべき施策内容は、風水害と震災では総体的に同様である。

そこで、本編では各節ごとの施策内容等については省略した。ただし、発災時の利用に供するため、風水害対策編と震災対策編を比較して、震災対策独特の施策内容の節のみ、本編に登載した。

なお、省略した震災対策の節については、風水害対策編中の表記、例えば、「風水害」を「地震」及び「震災」に、「風水害に対する安全性」を「耐震性」などに読み替えて使用する。

第1節 地震に強いまちづくり

総務課、政策推進課、農林課、道路河川課
まちづくり課、営業課、上下水道課

第1 基本方針

市内における構造物・施設について、防災基本計画の基本的考え方を踏まえ、耐震性の確保を図り、地域の特性に配慮しつつ、地震に強い都市（まち）づくりを行う。

地震防災施設の整備に当たっては、大規模地震も考慮し、効果的かつ重点的な予防対策の推進を図るとともに、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮する。

第2 主な取組み

- (1) 交通・通信施設等の耐震性の確保、治山、治水事業等を推進し、地震に強い地域基盤を形成する。
- (2) 地震に強い都市構造の形成、建築物の安全化、ライフライン施設等の機能の確保等、地震に強い都市（まち）づくりを推進する。

第3 計画の内容

1 地震に強い地域基盤づくり

市は、急しゅんな地形、ぜい弱な地質等の地域特性を抱えており、地震災害へ留意を要する自然条件となっている。基幹的な都市施設の整備や治山・治水事業の推進に際しては、地震災害への対応に十分配慮し、地震に強い安全な地域基盤の形成に努める。

(1) 総合的計画策定上の配慮

総合的・広域的な計画の作成に際しては、地震災害から市の地域及び市民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。

(2) 基幹的都市施設整備上の配慮

基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、各施設の耐震設計やネットワークの充実などにより、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。

(3) 公共施設等の安全性の確保

住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設の安全性の確保等に努める。

(4) 土地保全機能の維持増進

地すべり、崖崩れ防止などによる土砂災害対策の推進及び森林育成などにより地域の土地保全に努め、公益的機能の維持増進を図るとともに、構造物、施設等の耐震性に十分配慮する。

2 地震に強いまちづくり

都市化の進展、建築物の高層化や多様化、ライフライン等への依存度の増大により地震の及ぼす被害は多様化しており、地震に強い都市構造、建築物の安全化、ライフライン施設の耐震化に配慮したまちづくりが必要となっている。

(1) 地震に強い都市構造の形成

ア 幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤の整備及び土地区画整理事業等による市街地の面的整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化等により、地震に強い都市構造の形成を図る。

イ 不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導體制の整備を強化する。

ウ 立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。

エ 所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

(2) 建築物の安全化

ア 不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物、要配慮者利用施設等について、耐震性の確保に特に配慮する。

イ 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策の推進に努める。

ウ 建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策等を図る。

(3) ライフライン施設等の機能の確保

ア 上下水道、廃棄物処理施設等の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

イ 関係機関との密接な連携を取りつつ、ライフライン共同収容施設として共同溝・電線共同溝の整備を図る。

ウ コンピュータシステムやデータを保存し、バックアップ対策を講ずる。

(4) 地質、地盤の安全確保

ア 施設の設置にあたっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発にあたって十分な連絡・調整を図る。

イ 個人住宅等の小規模建築物についても、地質、地盤に対応した基礎構造等について普及を図る。

ウ 大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。

(5) 災害応急対策等への備え

ア 被災時の対応を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上を図り、人的ネットワークの構築を図る。

イ 指定緊急避難場所、指定避難場所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地等の活用を図る。

ウ 県、市町村との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。

また、協定締結などの連携強化にあたっては、実効性の確保に留意する。

エ 民間事業者等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。

オ 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

カ 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

キ 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

ク 平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

第2節 情報の収集・連絡体制計画 (第2編 風水害対策編の59頁参照)

第3節 活動体制計画 (第2編 風水害対策編の61頁参照)

第4節 広域相互応援計画 (第2編 風水害対策編の64頁参照)

第5節 救助・救急・医療計画 (第2編 風水害対策編の66頁参照)

第6節 消防・水防活動計画 (第2編 風水害対策編の69頁参照)

第7節 要配慮者支援計画 (第2編 風水害対策編の81頁参照)

第8節 緊急輸送計画 (第2編 風水害対策編の89頁参照)

第9節 障害物の処理計画 (第2編 風水害対策編の91頁参照)

第10節 避難の受入活動計画 (第2編 風水害対策編の93頁参照)

第11節 孤立防止対策 (第2編 風水害対策編の103頁参照)

第12節 食料品等の備蓄・調達計画 (第2編 風水害対策編の111頁参照)

上記、第2節～第12節については、「第2編 風水害対策編」の「第1章 災害予防計画」中、それぞれ対応する節（ ）内の頁）を参照する。

なお、参照節中、「風水害」を「地震及び震災」に、「風水害に対する安全性」を「耐震性」にそれぞれ読み替えて適用する。

第13節 給水計画 (第2編 風水害対策編の113頁参照)

第14節 生活必需品の備蓄・調達計画 (第2編 風水害対策編の115頁参照)

第15節 危険物施設等災害予防計画 (第2編 風水害対策編の116頁参照)

第16節 電気施設災害予防計画 (第2編 風水害対策編の117頁参照)

第17節 上水道施設災害予防計画 (第2編 風水害対策編の118頁参照)

第18節 下水道施設等災害予防計画 (第2編 風水害対策編の119頁参照)

第19節 通信・放送施設災害予防計画 (第2編 風水害対策編の121頁参照)

第20節 鉄道施設災害予防計画 (第2編 風水害対策編の122頁参照)

第21節 災害広報計画 (第2編 風水害対策編の123頁参照)

第22節 土砂災害等の災害予防計画 (第2編 風水害対策編の125頁参照)

第23節 防災都市計画 (第2編 風水害対策編の128頁参照)

上記、第13節～第23節については、「第2編 風水害対策編」の「第1章 災害予防計画」中、それぞれ対応する節（ ）内の頁）を参照する。

なお、参照節中、「風水害」を「地震及び震災」に、「風水害に対する安全性」を「耐震性」にそれぞれ読み替えて適用する。

第24節 建築物災害予防計画

総務課、財政課、文化スポーツ課、道路河川課、まちづくり課

第1 基本方針

地震による建築物の被害を最小限に抑え、市民の生命、健康及び財産等を保護するため、建築物及び敷地の安全性の向上を図る。

また、本市には多数の県・市指定文化財が分布しているほか、市街地には蔵づくりの町並みが残り、まちづくりを進める上での貴重な財産となっている。これら文化財や歴史的建築物の震災対策や防火対策などの安全性の確保についても併せて推進し、次代への継承に努める。

第2 主な取組み

- (1) 建築基準法の現行耐震基準（昭和56年）以前に建築された建築物について、耐震診断の実施に努め、必要に応じて耐震改修等を行う。
- (2) 建築物の落下物、ブロック塀等屋外構造物及び屋外設置物による被害の防止対策を講ずる。
- (3) 文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。

第3 計画の内容

1 建築物の耐震化推進

- (1) 公共的建築物の耐震対策

ア 公共建築物の耐震診断等の実施

庁舎、社会福祉施設、市営住宅、小・中学校等の公共施設で、昭和56年以前に建築された建物について、計画的に耐震診断の実施に努め、必要に応じて耐震改修を行う。

イ 防火管理者の設置

学校等で、消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し、火災に備える。

ウ 緊急地震速報の活用

市が管理、運営する施設の管理者は、緊急地震速報を受信した際の対応行動について、あらかじめ明確にしておくとともに、定期的に訓練を実施するよう努める。

- (2) 一般建築物の耐震対策

ア 耐震診断・耐震改修についての知識普及

耐震改修等により建築物の適切な維持が図れるよう広報を行い、知識普及に努める。

イ 地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、地震等による被害者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、それぞれの制度の普及促進に努める。

2 落下物・ブロック塀等の対策

〔須坂防〕

外壁タイル、看板、ブロック塀等の状態について点検し、必要に応じて修繕、補強等が図られるよう、広報等により、普及と推進に努める。

3 文化財等の災害対策

市指定文化財のうち、建造物については、そのほとんどが木造であり、また、市街地の歴史的建築物は、老朽化し密集している。

震災対策とともに防火対策に重点をおき、それぞれの文化財所在地の土地条件や周囲の環境に応じて保全を図り、合わせて見学者の生命・身体の安全確保に努める。

また、建造物内には未指定の美術工芸品や文書等の文化財が存在している場合が多いため、その把握に努め、被災した文化財に対する応急措置に備えておく。

(1) 文化財の保護対策

市文化スポーツ課は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

〔資料13-1〕指定文化財（建造物）一覧表

ア 文化財の管理指導

所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。

イ 防災施設の設置促進

自動火災警報機の設置促進や転倒防止装置等、防災施設の設置促進等について、助言を行うとともに、それに対する助成制度について導入を検討する。

ウ 文化財の所在の把握

区域内の文化財の所在の把握に努める。

(2) 蔵づくりの町並み保全対策

市街地に残る蔵づくりの町並み地区については、まちづくり推進協議会等との連携を図りながら、次のような防災対策について検討を行う。

ア 建築物の耐震・防火化の推進

(ア) 改修事業等に際し、耐震・防火性の向上に努める。

(イ) 「須坂市須坂伝統的建造物群保存地区防災計画」策定について検討を行う。

イ 自主防災体制の充実化

自主防災組織の結成の促進を図るとともに、防災知識の普及、防災訓練の実施等により防災体制の強化に努める。

第25節 道路及び橋梁災害予防計画 (第2編 風水害対策編の132頁参照)

第26節 河川施設等災害予防計画 (第2編 風水害対策編の151頁参照)

第27節 ため池災害予防計画 (第2編 風水害対策編の152頁参照)

上記、第25節～第27節については、「第2編 風水害対策編」の「第1章 災害予防計画」中、それぞれ対応する節（ ）内の頁）を参照する。

なお、参照節中、「風水害」を「地震及び震災」に、「風水害に対する安全性」を「耐震性」にそれぞれ読み替えて適用する。

第28節 農林水産物災害予防計画

農林課

第1 基本方針

地震による農林水産関係の被害は、温室、畜舎、きのこ栽培施設、果樹支柱、養魚場等生産施設の損壊や立木の倒壊、農産物集出荷貯蔵施設等の損壊が予想されるとともに、施設被害に伴い、農林産物の減収や家畜・水産物の死亡被害なども予想される。

これら被害の軽減を図るため、予防技術対策の充実、森林の整備、生産・流通・加工施設の安全性の確保等を推進する。

第2 主な取組み

- (1) 農産物等対策指針に基づく災害予防技術について、農業農村支援センター等と協力し、農業者等に対し周知徹底を図る。
また、農林水産物の生産施設、集出荷貯蔵施設等の安全性確保について、指導徹底を図る。
- (2) 市森林整備計画に基づき、健全な森林の整備を実施する。

第3 計画の内容

1 農水産物災害予防計画

- (1) 災害予防技術の周知徹底
県により策定されている農作物等災害対策指針に基づき、農業農村支援センター、農協等と連携し、農業者に対し、予防技術の周知徹底を図る。
- (2) 生産施設等の耐震対策
生産施設等の関係機関及び事業者は、次の措置を図り、災害を予防する。
ア 集出荷貯蔵施設、生産施設等は、必要に応じて耐震診断や補強工事等の実施に努め、施設の安全性を確保する。
イ 新たな施設の設置に当たっては、地形・地質等の立地条件に留意するとともに、被害を最小限にするため、機械や施設の固定、工法の検討等の安全対策に努める。

2 林産物災害予防計画

- (1) 健全な森林づくりの推進
市森林整備計画に基づき、適地適木の原則を踏まえた健全な森林づくりを推進する。
- (2) 林産物生産・流通施設等の安全対策
県と連携をとり、林産物生産、流通、加工現場において、事業者にも助言する。

第29節 積雪期の地震災害予防計画

総務課、道路河川課、まちづくり課

消防本部・消防署

第1 基本方針

積雪期の地震は、他の季節の地震に比較して、より大きな被害を及ぼすことが予想されるため、市、県及び防災関係機関は、除雪体制の強化、雪崩危険箇所における雪崩防止施設の整備、屋根雪処理等家屋倒壊の防止、避難体制の整備等、総合的な雪に強いまちづくりを推進するものとし、積雪期の地震被害の軽減を図る。

第2 主な取組み

- (1) 地域の特性に配慮しつつ、積雪期の地震に強いまちづくりを行う。
- (2) 冬期道路交通を確保するための迅速かつ適切な除雪体制の強化を図る。
- (3) 適時適切な運転規制及び迅速な除雪による鉄道運行の確保を図る。
- (4) ヘリコプター等による航空輸送の確保を図る。
- (5) 雪崩発生危険箇所における雪崩対策事業を計画的に実施する。
- (6) 建築物の所有者に対し、安全対策の推進についての周知及び雪下ろしが軽減される住宅の普及を図る。
- (7) 積雪時の地震火災時における消防活動の確保に努める。
- (8) 積雪時においても住民が円滑に避難することができるよう避難場所及び避難路の確保等を図る。
- (9) 冬期の災害に対処できる備蓄等の確保に努める。

第3 計画の内容

1 雪対策の推進

積雪期の地震の災害予防対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等の雪害予防対策の総合的・継続的な推進により確立されるものである。

このため、第5編第1節「雪害対策」に基づき、関係機関と連携して、雪対策を推進する。

2 道路交通の確保

- (1) 市は、地震発生時に道路交通を緊急に確保し、道路機能を確保できるよう、除雪体制を整備する。
- (2) 市は、住民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかける。

3 鉄道運行の確保

- (1) 鉄道会社は、排雪車両及び除雪機械等による除雪体制を強化する。
- (2) 鉄道会社は、雪崩防止柵、流雪溝等の防融雪施設の整備充実を図る。
- (3) 鉄道会社は、利用者に対する運行（遅延）情報の提供体制を整備する。

4 航空輸送の確保

市は、孤立が予想される集落のヘリポートの確保を促進するとともに、緊急時のヘリポート（場外離発着場を含む。）の除・圧雪体制を整備する。

5 雪崩予防計画

市は、雪崩危険箇所のあるところについて住民に周知を図るとともに、雪崩対策の事業推進を図る。

6 家屋倒壊の防止

- (1) 市は、積雪による災害を防止するため、建築物の所有者等に対し、安全対策を周知する。
- (2) 市は、雪に強い住宅の普及を行う。

7 消防活動の確保

積雪時に地震火災が発生すると、積雪によって消防活動が制約される状態になることが予想される。

このため、市及び消防本部は、消防水利の確保と消防施設・設備の充実を図り、積雪時の地震火災時における消防活動の確保に努める。

8 避難場所及び避難路の確保

市は、積雪時において地震が発生した場合に備え、住民が円滑に避難場所等に避難することができるよう、次の対策を講ずる。

- (1) 地域の人口及び地形、雪崩等の危険性、施設の耐震性・耐雪性等を考慮し、避難場所をあらかじめ指定する。
- (2) 避難誘導のための標識は、住民が安全に避難場所に到達することができるよう、降積雪の影響を考慮して設置する。
- (3) 大型重機による除排雪が困難な地区について、小型除雪機の配置・増強や重点的な消融雪施設等の整備を図る。

9 寒冷対策の推進

- (1) 市は、避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、雪上車等）の備蓄に努める。
- (2) 市は、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。
- (3) 積雪のため応急仮設住宅の早期着工が困難となることが想定されるため、積雪の状況により長期避難が必要な場合は、市は、住宅の確保対策など避難者の生活確保のための長期対策を検討する。

第30節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

農林課、道路河川課、消防本部・消防署

第1 基本方針

地震発生時に被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、そのための日頃からの対策及び活動が必要である。

第2 主な取組み

- (1) 建築物や宅地に係る二次災害予防のため被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士（以下「危険度判定士」という。）の養成、体制の整備等を行うとともに、構造物についても二次災害予防のための体制の整備等を行う。
- (2) それぞれの危険物施設等に応じた二次災害予防のための措置をとる。
- (3) 河川施設の整備を図る等の二次災害予防のための措置をとる。
- (4) 土砂災害警戒区域等の把握、緊急点検体制整備に努める。

第3 計画の内容

1 建築物や宅地、構造物に係る二次災害防止対策

(1) 建築物や宅地関係

災害時において、被災建築物の余震等による倒壊等の危険から住民を守り、二次災害を防止するため、危険度判定士の養成・認定を行うなど、県による危険度判定体制の整備が進められている。

市は、判定活動に伴う資料を整える等、被災時に危険度判定を行う判定士の受入れ体制を整備する。

(2) 道路・橋梁関係

地震発生後の余震等による道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておくとともに、被災箇所の危険度を判定する基準等の整備が必要である。

2 危険物施設等に係る二次災害予防対策

消防法に定める危険物施設については、第2編第1章第16節「危険物施設等災害予防計画」に定める管理責任者等への保安教育、立入検査の実施等指導の強化により、防災体制の一層の強化に努め、施設・設備の耐震性確保、防災応急対策用資機材の備蓄を推進するとともに、被災時の緊急点検体制を整備する。

3 河川施設の二次災害予防対策

地震により河川の堤防護岸等に衝撃が加わった後の余震、降水等に備え、河川施設等の被災後の保全に留意する必要がある。

市は、所管の河川施設等で工事中の箇所及び危険箇所、二次災害の発生が懸念される箇所について、事前調査により状況把握を行い、被災時に適切な点検が行えるよう体制を整備する。

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり等に備え、それら災害が発生するおそれのある箇所（土砂災害警戒区域等）について、事前調査により把握を行い、被災時に適切な点検が行えるよう体制を整備する。

また、住民からの通報等に速やかに対応できる情報収集・伝達体制の整備を図るとともに、緊急時の警戒避難体制も整備する。

第31節 防災知識普及計画 (第2編 風水害対策編の156頁参照)

第32節 防災訓練計画 (第2編 風水害対策編の159の3頁参照)

第33節 災害復旧・復興への備え (第2編 風水害対策編の163頁参照)

第34節 自主防災組織等の育成に関する計画
(第2編 風水害対策編の165頁参照)

第35節 企業防災に関する計画 (第2編 風水害対策編の167頁参照)

第36節 ボランティア活動の環境整備 (第2編 風水害対策編の169頁参照)

上記、第31節～第36節については、「第2編 風水害対策編」の「第1章 災害予防計画」中、それぞれ対応する節（ ）内の頁を参照する。

なお、参照節中、「風水害」を「地震及び震災」に、「風水害に対する安全性」を「耐震性」にそれぞれ読み替えて適用する。

第37節 震災対策に関する調査研究及び観測

総務課

第1 基本方針

地震による災害は、その災害事象が広範かつ複雑であり、震災対策の推進のため様々な分野からの調査研究が必要となる。科学技術等の進歩に対応した最も有効な手法を活用した調査・研究を積極的に推進し、災害に対する一層の安全体制の構築に努める。

第2 主な取組み

- (1) 活断層、地質、地震等に関する情報の収集・整理等を行う。
- (2) 防災上の課題の調査・研究を行う。
- (3) 防災関係機関への協力を行う。

第3 計画の内容

1 災害情報の収集・整理

防災関係機関と防災計画の情報交換を行い、防災対策に関する有効事例を把握し、市の防災対策への活用を検討する。

2 主な研究・調査課題

過去の災害教訓や各種調査から把握されている市の防災上の課題について、地域の変貌や調査技術の進展に合わせて、総合的に調査・研究を行い、防災対策への活用を検討する。

3 防災関係機関への協力

国、県が行う、各種調査研究、観測施設の設置等に協力し、市域防災データの蓄積に努める。

第38節 観光地の災害予防計画 (第2編 風水害対策編の172頁参照)

第39節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進
(第2編 風水害対策編の173頁参照)

第40節 須坂市動物園の猛獣等脱出事故防止計画
(第2編 風水害対策編の174頁参照)

上記、第38節～第40節については、「第2編 風水害対策編」の「第1章 災害予防計画」中、それぞれ対応する節（ ）内の頁）を参照する。

なお、参照節中、「風水害」を「地震及び震災」に、「風水害に対する安全性」を「耐震性」にそれぞれ読み替えて適用する。

第2章

災害応急対策計画

第1節 災害情報の収集・連絡活動 (第2編 風水害対策編の257頁参照)

上記、第1節については、「第2編 風水害対策編」の「第2章 災害応急対策計画」中、それぞれ対応する節（ ）内の頁）を参照する。

なお、参照節中、「風水害」を「地震及び震災」に、「風水害に対する安全性」を「耐震性」にそれぞれ読み替えて適用する。

第2節 非常参集職員の活動

第1 基本方針

地震が発生し被害が生じた場合、あるいは災害発生のおそれのあるときに、災害応急活動を迅速かつ組織的に推進するため、初動期の活動体制の早期立ち上げが非常に重要となる。地震規模あるいは被害状況等に応じ、関係職員の参集の基準及び方法について明確な計画を定め、災害応急対策活動を実施する。

第2 主な活動

項目	担当
(1) 職員配備	総務部総務班
(2) 災害警戒本部、災害対策本部の設置	

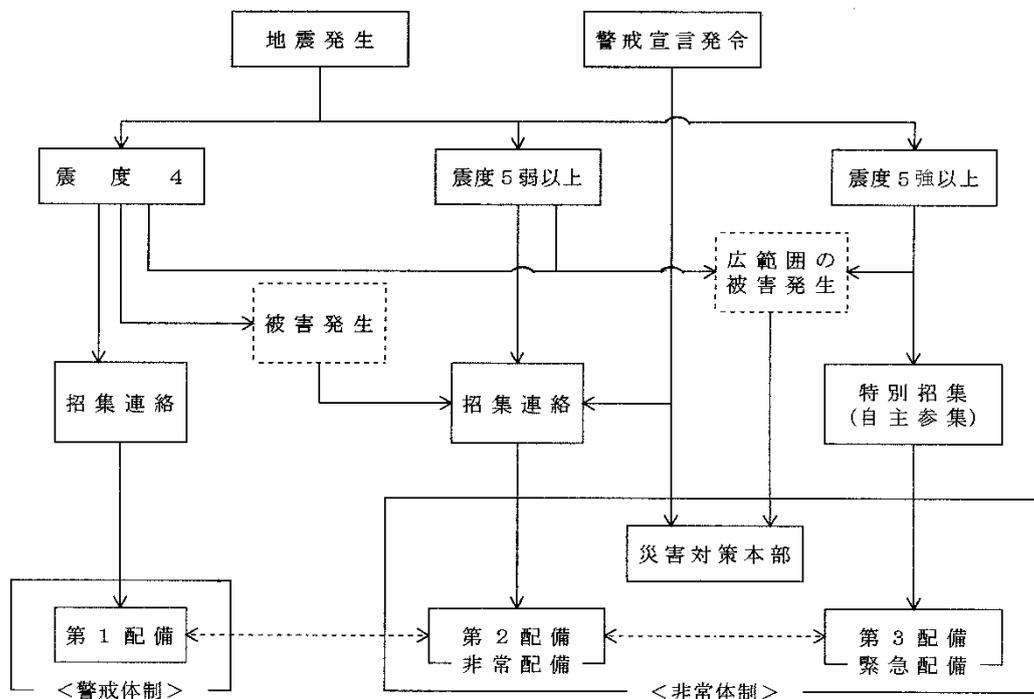
第3 活動の内容

具体的な計画については、第2編第2章第3節「非常参集職員の活動」に準ずる。ただし、活動体制等は、以下のとおりとする。

1 活動体制

地震発生時及び地震「警戒宣言」発令時の活動体制は、次のとおりである。

■震災時の活動体制



2 配備体制

災害応急対策活動が、速やかに実施されるよう次の区分に基づき所要の職員の動員を行い、活動体制を整える。

■市職員の配備体制

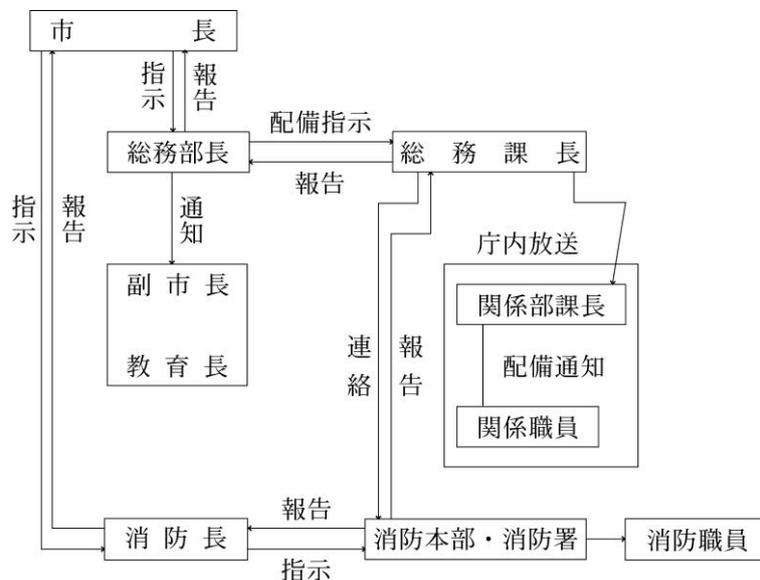
種 別	配 備 時 期	配 備 内 容
第1配備 (警戒配備)	1 震度4の地震が発生したとき。 2 その他必要により市長が指令したとき。	情報収集及び連絡活動のほか、特に関係のある部課等の少数人員で直ちに応急措置を講じ、状況により第2配備に円滑に移行し得る体制とする。
第2配備 (非常配備)	1 地震「警戒宣言」が発表されたとき。 2 震度4の地震で被害が発生したとき及び震度5弱以上の地震が発生したとき。 3 その他必要により市長が指令したとき。	第1配備につく部課等のほか、災害応急対策に関係のある部課等の所要人員で情報収集、連絡活動及び災害応急対策を実施し、又は事態の推移に伴い、直ちに第3配備に切り換え得る体制とする。
第3配備 (緊急配備)	1 須坂市災害対策本部が設置されたとき。 2 本部は設置されないが激甚な災害が発生し、第2配備では処理できないものと市長が指令したとき。 3 震度5強以上の地震が発生したとき。	災害応急対策に関係のある部課等の全職員及び応援を求められた部課等の職員が当たる。

[資料2-4] 市職員災害配備人員配備基準

[資料2-5] 市職員災害配備人員一覧表

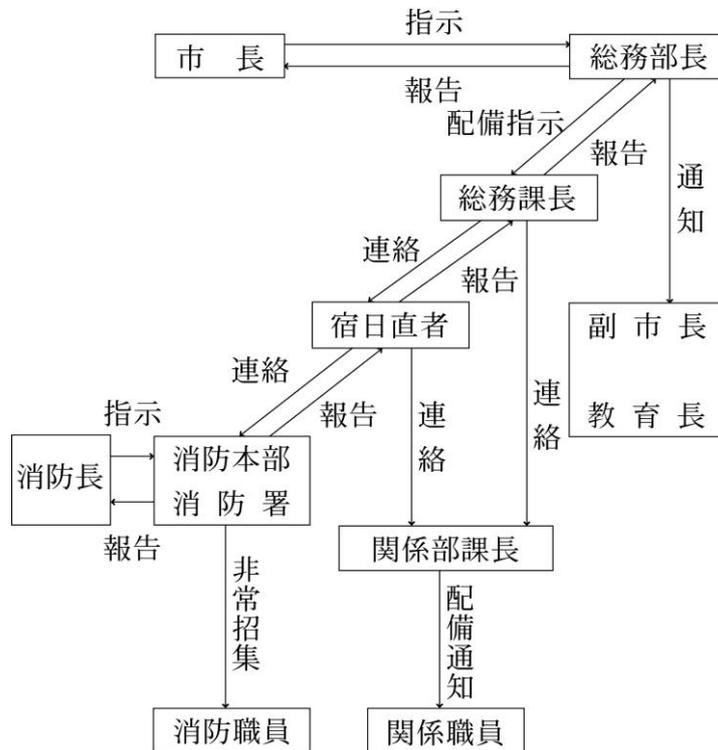
3 配備指令の伝達及び招集の方法

(1) 勤務時間中



(2) 勤務時間外

ア 連絡系統



イ 招集連絡方法

(7) 市長は、勤務時間外又は休日等において、職員配備を速やかに行うため、次の方法により職員を招集する。

1 電話	電話加入者又は電話呼出の容易に可能な職員に対して個々に連絡し登庁させる。
2 その他	同報系防災行政無線及び他の職員からの伝達による。

(イ) 職員は、地震発生後、直ちに市役所又はあらかじめ定められた場所及び指示された場所に集合するものとし、常にこれに応ずる用意をしておかなくてはならない。

(ロ) 災害応急対策に関係ある職員の配備計画表及び住所一覧表を作成しておく。

(3) 特別招集

震度5強以上の地震が発生したときは、招集連絡の有無にかかわらず、第3配備の体制をとる。

4 警戒体制

(1) 警戒体制の時期

次に掲げる状況に至ったときで、市長が必要と認めた場合は、警戒体制の配備により、災害応急活動に対応する。

ア 地震による災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

イ 震度4の地震が発生したとき。

(2) 警戒体制の配備

- ア 警戒体制をとったときは、第1配備の職員が配備につく。
- イ 市長は、警戒体制をとったあとは、災害の種別又は程度により、当該災害に関係のない部課の職員の配備を解き、又は配備につくべき職員以外の職員を配備につかせることができる。

(3) 配備の内容

情報収集及び連絡活動を主として行い、状況により第2配備に移行し得る体制とする。

(4) 警戒配備の解除

災害の発生がないと認められた場合又は警戒の必要がないと認めたときに解除する。

5 非常体制

(1) 災害対策本部の設置基準

市長は、次の基準に掲げる状況のときで、必要があると認めたときは、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、災害対策本部を設置する。

- ア 地震「警戒宣言」が発令されたとき。
- イ 災害が広範囲な地域にわたり、又は拡大するおそれがあるとき。
- ウ 災害救助法が適用されたとき。
- エ その他激甚な災害の発生が予想されるとき。

(2) 災害対策本部の解散基準

本部長は、次の基準により災害対策本部を解散する。

- ア 予想した災害の危険が解消したと認められるとき。
- イ 災害発生後における応急対策活動が完了したと認めたとき。
- ウ その他本部の設置を不要と認めたとき。

(3) 配備体制

ア 配備の種別及び配備の時期

災害対策本部が設置された場合は、次の基準により本部長が定める。

配備種別	配 備 の 時 期
非常配備	1 「警戒宣言」が発表されたとき又は震度4の地震で被害が発生したとき。 2 その他の状況により本部長が必要と認め指令したとき。
緊急配備	1 激甚な災害が発生したとき。 2 震度5強以上の地震が発生したとき。

イ 配備内容及び人員

非常配備は第2配備とし、緊急配備は第3配備とする。ただし、本部長は災害の状況により異なった配備指令を発することができる。

(4) 災害対策本部の活動要領

- ア 災害対策本部は、市役所内に設置する。市役所が災害により使用不能となったときは、

須坂市防災活動センター等に設置する。

イ 本部室長は、本部長の命を受けて各部の出動及び活動について、指示及び連絡する。

ウ 各部長は、情報の収集及び伝達体制を強化するとともに、関係機関からの情報を本部連絡員を通じ、本部室長に連絡する。

エ 本部室長は、各部からの情報を取りまとめ、随時本部長に報告する。

オ 各部長は、所属職員を指揮し、所掌事務を遂行する。

カ 各部長は、必要に応じ部に班長を置くことができる。

キ 本部長は、必要に応じ本部員会議を招集する。

ク 各部長は、所属職員のうちから本部連絡員を指名し、本部室に派遣させる。

ケ 本部長は、災害の状況により各部の編成その他について変更することができる。

(5) 本部員会議

本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、災害対策の基本的な事項について協議する。

ア 災害情報、被害状況の分析とそれに伴う対策活動の基本方針に関すること。

イ 各本部員は、それぞれ所掌事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。

ウ 本部員は、本部員会議の招集の必要を認めるときは、本部室長に申し出る。

(6) 現地災害対策本部

ア 本部長は、現地の情報を把握し、応急対策の実施等に必要があると認めるとき、災害地に現地災害対策本部を設置する。

イ 現地災害対策本部には、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員を置く。これらの職員は、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから、災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

(7) 標 識

ア 災害対策本部を設置したときは、「須坂市災害対策本部」、現地災害対策本部を設置したときは、「須坂市現地災害対策本部」の標示をする。

イ 災害応急対策活動に従事する職員は、活動服、ヘルメット、腕章を着用し、使用する車両には標識をつける。

(8) 災害対策本部設置及び解散の通知

災害対策本部を設置又は解散したときは、その旨を速やかに職員、住民、県、防災関係機関に周知する。

(9) 災害対策本部組織と事務分掌

災害対策本部の組織構成は第2編第2章第3節「非常参集職員の活動」に準ずる。また、各部の事務分掌は、[資料2-6] 災害対策本部組織及び事務分掌に示すとおりである。

第3節 広域相互応援活動 (第2編 風水害対策編の272頁参照)

第4節 ヘリコプターの運用計画 (第2編 風水害対策編の279頁参照)

第5節 自衛隊の災害派遣 (第2編 風水害対策編の301頁参照)

第6節 救助・救急・医療活動 (第2編 風水害対策編の305頁参照)

第7節 消防・水防活動 (第2編 風水害対策編の308頁参照)

第8節 要配慮者に対する応急活動 (第2編 風水害対策編の311頁参照)

第9節 緊急輸送活動 (第2編 風水害対策編の314頁参照)

第10節 障害物の処理活動 (第2編 風水害対策編の317頁参照)

第11節 避難受入及び情報提供活動 (第2編 風水害対策編の341頁参照)

上記、第3節～第11節については、「第2編 風水害対策編」の「第2章 災害応急対策計画」中、それぞれ対応する節（()内の頁）を参照する。

なお、参照節中、「風水害」を「地震及び震災」に、「風水害に対する安全性」を「耐震性」にそれぞれ読み替えて適用する。

第12節 孤立地域対策活動 (第2編 風水害対策編の353頁参照)

第13節 食料品等の調達供給活動 (第2編 風水害対策編の355頁参照)

第14節 飲料水の調達供給活動 (第2編 風水害対策編の357頁参照)

第15節 生活必需品の調達供給活動 (第2編 風水害対策編の359頁参照)

第16節 保健衛生、感染症予防活動 (第2編 風水害対策編の381頁参照)

第17節 遺体対策等の活動 (第2編 風水害対策編の383頁参照)

第18節 廃棄物の処理活動 (第2編 風水害対策編の385頁参照)

第19節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動
(第2編 風水害対策編の387頁参照)

第20節 危険物施設等応急活動 (第2編 風水害対策編の388頁参照)

上記、第12節～第20節については、「第2編 風水害対策編」の「第2章 災害応急対策計画」中、それぞれ対応する節（()内の頁）を参照する。

なお、参照節中、「風水害」を「地震及び震災」に、「風水害に対する安全性」を「耐震性」にそれぞれ読み替えて適用する。

第21節 電気施設応急活動 (第2編 風水害対策編の391頁参照)

第22節 上水道施設応急活動 (第2編 風水害対策編の401頁参照)

第23節 下水道施設等応急活動 (第2編 風水害対策編の402頁参照)

第24節 通信・放送施設応急活動 (第2編 風水害対策編の404頁参照)

第25節 鉄道施設応急活動 (第2編 風水害対策編の405頁参照)

第26節 災害広報活動 (第2編 風水害対策編の406頁参照)

第27節 土砂災害等応急活動 (第2編 風水害対策編の408頁参照)

上記、第21節～第27節については、「第2編 風水害対策編」の「第2章 災害応急対策計画」中、それぞれ対応する節（()内の頁）を参照する。

なお、参照節中、「風水害」を「地震及び震災」に、「風水害に対する安全性」を「耐震性」にそれぞれ読み替えて適用する。

第28節 建築物災害応急活動

第1 基本方針

地震により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。

第2 主な活動

項 目	担 当
(1) 建築物被害把握と応急対策	総務部庶務財政班、まちづくり対策部まちづくり対策班
(2) 文化財被害把握と応急対策	社会共創対策部避難・文化班

第3 活動の内容

1 公共建築物

災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物であるため、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。また、緊急地震速報を受信した場合は、利用者を適切に誘導するとともに、職員も適切な対応行動をとることにより、被害の軽減を図る。

- (1) 庁舎、社会福祉施設、小・中学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。
- (2) 緊急地震速報を受信した場合は、来庁者に対し、慌てずに、身の安全を確保するよう誘導するとともに、職員も周囲の状況に応じて、身の安全を確保する等必要な措置をとる。
- (3) 被害状況により建物の応急危険度判定体制を整えるため、公益社団法人長野県建築士会ながの支部及び一般社団法人長野県建築設計事務所協会須高支部に協力要請するほか、応急危険度判定士の派遣要請を行い、県若しくは近隣市町村に対して支援を求める。

2 一般建築物

(1) 建築物の所有者等が実施する対策

- ア 災害発生後、建築物の所有者等は、速やかに建築物等の被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。
- イ 利用者を擁する建築物においては、利用者の避難誘導を行うとともに、危険箇所等の把握に努め、必要に応じて立入禁止等の措置を講じ、安全を確保する。

(2) 市が実施する対策

- ア 被害の状況を把握し、被災住宅等の応急危険度判定を行い、危険防止のため必要な措置を講じる。
- イ 被害状況により応急危険度判定士の派遣要請を行う。
- ウ 住宅の応急修理
 - 必要に応じ、住宅事業者の団体と連携して、応急対策により居住継続が可能な被災住宅

の応急修繕を推進する。

(7) 実施責任者

まちづくり対策部長を総括責任者とする。

(イ) 対象者

災害のため住家が半焼、半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者

(ウ) 修理方法

自らの資力をもってしては補修ができない者で、修理部分は一般的に居室、炊事場及び便所とする。

(エ) 修理対象戸数

半焼、半壊世帯の3割以内

(オ) 修理費用及び機関

修理費用は、一戸当たり県の基準以内とし、災害発生後1か月以内に完工する。

3 文化財

文化財は重要な財産であるので、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置を行う。

(1) 市が実施する対策

災害が発生した場合の所有者又は管理者が実施すべき対策について万全を期するよう指導し、県指定文化財が被災した場合は、その原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。また、被災した建造物内の文化財について、所有者や県教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとる。

(2) 所有者が実施する対策

ア 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。

イ 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行う。

ウ 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、市文化スポーツ課へ報告する。また、被害の状況に応じては、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、市文化スポーツ課の指導を受けて実施する。

被災した建造物内の文化財について、県教育委員会や市文化スポーツ課等の関係機関と連携して応急措置をとる。

第29節 道路及び橋梁応急活動

(第2編 風水害対策編の411頁参照)

第30節 河川施設等応急活動

(第2編 風水害対策編の414頁参照)

上記、第29節・第30節については、「第2編 風水害対策編」の「第2章 災害応急対策計画」中、それぞれ対応する節（()内の頁）を参照する。

なお、参照節中、「風水害」を「地震及び震災」に、「風水害に対する安全性」を「耐震性」にそれぞれ読み替えて適用する。

第31節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

第1 基本方針

地震発生時の被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降雨等により発生する二次災害を防止するための活動が重要となる。関係機関等との密接な協力・連携のもと発災後速やかに危険要因の把握を図り、迅速かつ適切な応急活動を行う。

第2 主な活動

項 目	担 当
(1) 建築物・構造物の二次災害防止	まちづくり対策部まちづくり対策班
(2) 道路・橋梁等の二次災害防止	まちづくり対策部道路河川班
(3) 危険物施設の二次災害防止	消防部
(4) 河川等施設の二次災害防止	まちづくり対策部道路河川班
(5) 山腹・斜面等の二次災害防止	産業対策部農林班、まちづくり対策部道路河川班

第3 活動の内容

1 建築物、構造物に係る二次災害防止対策

(1) 建築物関係に係る二次災害防止対策

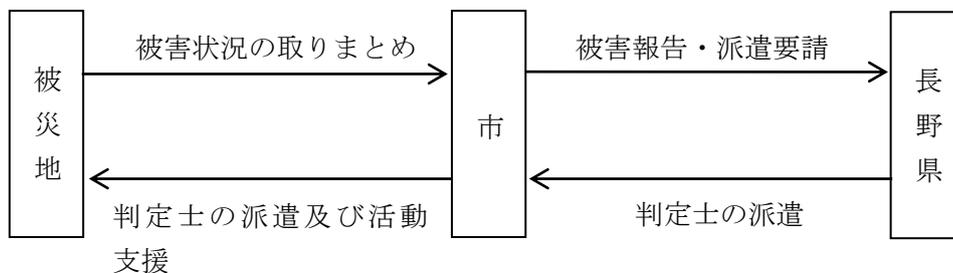
被災した建築物について余震による倒壊等の二次災害を防止するため、県に対し応急危険度判定士の派遣を要請し、応急危険度判定を実施するものとし、次の措置を講じる。

ア 応急危険度判定実施に伴う体制整備

- (7) 応急危険度判定を要する建築物や敷地又は地区の選定
- (4) 市内の被災地域への派遣手段の確保
- (7) 応急危険度判定士との連絡手段の確保

イ 応急措置

市長は、必要に応じ倒壊等の危険のある建物や敷地について立入禁止等の措置を講じる。



(2) 道路及び橋梁関係に係る二次災害対策

道路・橋梁等の構造物については、第2編第2章第30節「道路及び橋梁応急活動」に基づき、県及び関係機関との連携・協力のもと、速やかに市内道路及び橋梁等の被害状況につい

て把握し、交通規制、応急復旧工事等必要な措置を的確に実施し、二次災害を防止する。

(3) 空家等に係る二次災害防止対策

災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

危険物施設等については、第2編第2章第21節「危険物施設等応急活動」に基づき、県、関係機関及び施設管理者等との協力・連携のもと、緊急点検、危険物の保安措置、避難誘導等応急措置を徹底し、安全対策に万全を尽くす。

3 河川施設の二次災害防止対策

河川施設については、第2編第2章第31節「河川施設等応急活動」に基づき、県、関係機関との協力・連携のもと、速やかに被害状況等を把握し、避難誘導や応急復旧等必要な措置を取り、二次災害を防止する。

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

地震等により地盤に緩みが生じた場合、その後の余震等による山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などに注意する必要があるため、市は県が実施した土砂災害警戒区域等の緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等の必要な措置をとる。

第32節 ため池災害応急活動 (第2編 風水害対策編の416頁参照)

第33節 農林水産物災害応急活動 (第2編 風水害対策編の417頁参照)

第34節 文教活動 (第2編 風水害対策編の418頁参照)

第35節 飼養動物の保護対策 (第2編 風水害対策編の441頁参照)

第36節 ボランティアの受入れ体制 (第2編 風水害対策編の442頁参照)

第37節 義援物資及び義援金の受入れ体制
(第2編 風水害対策編の444頁参照)

第38節 災害救助法の適用 (第2編 風水害対策編の446頁参照)

第39節 観光地の災害応急対策 (第2編 風水害対策編の449頁参照)

第40節 須坂市動物園の猛獣等脱出事故防止活動
(第2編 風水害対策編の450頁参照)

上記、第32節～第40節については、「第2編 風水害対策編」の「第2章 災害応急対策計画」中、それぞれ対応する節（() 内の頁）を参照する。

なお、参照節中、「風水害」を「地震及び震災」に、「風水害に対する安全性」を「耐震性」にそれぞれ読み替えて適用する。

第 3 章

災害復旧・復興計画

第1節 復旧・復興の基本方針の決定（第2編 風水害対策編の501頁参照）

第2節 迅速な原状復旧の進め方（第2編 風水害対策編の502頁参照）

第3節 計画的な復興（第2編 風水害対策編の505頁参照）

第4節 資金計画（第2編 風水害対策編の507頁参照）

第5節 被災者等の生活再建等の支援（第2編 風水害対策編の508頁参照）

第6節 被災中小企業等の復興（第2編 風水害対策編の512頁参照）

第7節 被災した観光地の復興（第2編 風水害対策編の514頁参照）

上記、第1節～第7節については、「第2編 風水害対策編」の「第3章 災害復旧・復興計画」中、それぞれ対応する節（（ ）内の頁）を参照する。

なお、参照節中、「風水害」を「地震及び震災」に、「風水害に対する安全性」を「耐震性」にそれぞれ読み替えて適用する。